

「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業における 重点医療機関等の指定方針」（案）について

重点医療機関の指定方針（案）

1 概要

- 新型コロナウイルス感染症患者専用の病院や棟を設定する医療機関を重点医療機関とし、空床確保のため支援などを行うことにより、患者受入体制を支援。

2 指定要件（案） ※下線部は、大阪府独自に設定

【参考】従前の府指定要件	指定要件	運用に関する事項
<p>新型コロナウイルス感染症患者の受入(軽症・中等症中心)のみに特化する医療機関。</p>	<p>①病棟単位で新型コロナウイルス感染症患者あるいは疑い患者（以下「新型コロナウイルス感染症患者等」と表記）用の病床確保を行うこと。（看護体制の1単位をもって病棟として扱う。） <u>※病棟の一部を暫定的に通常医療用病床として運用する場合は、新型コロナウイルス感染症患者等とその他一般患者にかかる看護体制を別に確保し、独立した動線を確保すること。</u></p> <p>②<u>新型コロナウイルス感染症患者等の受入病床の合計数は最大運用時において、受入病棟全体病床数の概ね33%以上であること（新型コロナ感染症患者等受入専門病院除く）。</u></p> <p>③確保しているすべての病床で、酸素投与及び呼吸モニタリングが可能であること。</p> <p>④<u>夜間、休日を問わず、新型コロナウイルス感染症患者等の受入体制を確保していること。</u> <u>※病床すべてを暫定的に通常医療用病床として運用している場合は除く。</u></p> <p>⑤<u>新型コロナウイルス感染症疑い患者の受入病床を確保する場合、必要な検体採取が行えること。</u></p> <p>⑥療養病床ではないこと。なお、療養病床の設備を利用して受入体制を確保する場合には、一般病床に病床種別を変更し、受け入れること。</p>	<p>（1）都道府県調整本部（大阪府入院フォローアップセンター）、保健所から入院患者（<u>新型コロナウイルス感染症患者等</u>）受け入れ要請があった場合、原則速やかに受け入れること。</p> <p>（2）毎日 G-MIS 等に空床数等の入力を行うこと。</p>

3 その他

- 7月中旬に、府から「新型コロナウイルス感染症患者等受入医療機関等」に対し、申請の意向を確認し、7月下旬に指定予定。
 なお、空床補償は、指定以前にも要件を満たしていたと考えられる医療機関には遡及して対応。

協力医療機関の指定方針（案）

1 概要

- 新型コロナウイルス感染症疑い患者専用の個室を設定して、新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる医療機関に対し、空床確保のため支援などを行うことにより、患者受入体制を支援。

2 指定要件（案） ※下線部は、大阪府独自に設定

指定要件	運用に関する事項
<p>①新型コロナウイルス感染症疑い患者専用の個室を設定して、新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れるための病床を確保していること。</p> <p>②確保しているすべての病床で、酸素投与及び呼吸モニタリングが可能であること。</p> <p>③夜間、休日を問わず、<u>新型コロナウイルス感染症疑似症患者の受入体制を確保していること。</u> ※<u>病床すべてを暫定的に通常医療用病床として運用している場合は除く。</u></p> <p>④新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れるための病床は、個室であり、トイレやシャワーなど他の患者と独立した動線であること。</p> <p>⑤新型コロナウイルス感染症疑い患者に対して必要な検体採取が行えること。</p> <p>⑥療養病床ではないこと。なお、療養病床の設備を利用して受入体制を確保する場合には、一般病床に病床種別を変更し、受け入れること。</p>	<p>(1) 都道府県調整本部（<u>大阪府入院フォローアップセンター</u>）、<u>保健所から入院患者（新型コロナウイルス感染症疑い患者）受け入れ要請があった場合、原則速やかに受け入れること。</u></p> <p>(2) 毎日 G-MIS 等に空床数等の入力を行うこと。</p>

3 その他

- 7月中旬に、府から「新型コロナウイルス感染症患者等受入医療機関等」に対し、申請の意向を確認し、7月下旬に指定予定。
なお、空床補償は、指定以前にも要件を満たしていたと考えられる医療機関には遡及して対応。

【参考】「重点医療機関」「協力医療機関」の本府における位置づけ

- ◆病床確保計画における「新型コロナ拠点病院」は、緊急包括支援事業における「重点医療機関」もしくは「協力医療機関」からの選定を基本^{注1}とする。

病床確保計画 病院区分 ^{注2}	緊急包括支援 事業区分	休日、夜間を含む 受入体制確保 （新型コロナウイルス 感染症患者等 受入病床運用時）	患者受入体制 ※最大運用時 （要請病床数運用時）	
			病棟単位	個室での 疑似症患者 受入あり
拠点病院	重点医療機関	○	○	—
	協力医療機関	○	×	○
緊急時支援病院	その他	×	特に要件の設定なし	

注1：ハイリスク患者等（妊産婦、新生児、小児、精神疾患患者、透析患者）受入医療機関については、「重点医療機関」、「協力医療機関」でない場合においても、医療機関と調整の上、「拠点病院」として位置付ける場合がある。

注2：「重点医療機関」もしくは「協力医療機関」であっても、医療機関と調整の上、「緊急時支援病院」として位置付ける場合がある。

【参考】新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業における 重点医療機関等に対する空床確保料の補助

【重点医療機関】

新型コロナウイルス感染症患者専用の病院や病棟を設定する医療機関

(空床確保料の上限額) ICU : 一床当たり 301,000円/日
HCU : 一床当たり 211,000円/日
その他 : 一床当たり 52,000円/日

【協力医療機関】 新型コロナウイルス感染症疑い患者専用の個室を設定して 新型コロナウイルス感染症疑い患者を受入れる医療機関

(空床確保料の上限額) ICU : 一床当たり 301,000円/日
HCU : 一床当たり 211,000円/日
その他 : 一床当たり 52,000円/日

【その他の受入要請医療機関】

(空床確保料の上限額) ICU : 一床当たり 97,000円/日
重症患者・中等症患者 : 一床当たり 41,000円/日
上記以外の病床 : 一床当たり 16,000円/日